

## 国別報告事項を自主的に提供した場合の取扱いについて

### 1 国別報告事項の提供義務

平成 28 年度税制改正において、**直前の最終親会計年度の連結総収入金額 1,000 億円以上**の多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限り、）は、その各最終親会計年度に係る国別報告事項を**その各最終親会計年度終了の日の翌日から 1 年以内に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）**により、**所轄税務署長**に提供しなければならないこととされました。

この改正は、**平成 28 年 4 月 1 日以後**に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用されます。

### 2 国別報告事項を自主的に提供した場合の取扱い

平成 28 年 6 月 29 日、経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業グループの最終親会社等が国別報告事項の提供が義務付けられる最終親会計年度よりも前の最終親会計年度（平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する最終親会計年度に限り、）に係る国別報告事項の提供を行う場合、その多国籍企業グループの他の構成会社等は国別報告事項の提供が求められないとするガイダンス「Guidance on the Implementation of Country-by-Country Reporting: BEPS Action13」を公表しました。

これを受けて、1 に記載する内国法人が、**平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する**最終親会計年度の国別報告事項（注 1）を次に掲げる日までに所轄税務署長に自主的に提供した場合には、一定期間内に租税条約等の情報交換の仕組みを通じて、その多国籍企業グループの他の構成会社等の居住地国の税務当局にその国別報告事項が提供されます。

#### 【提供する日】

最終親会社等届出事項：**平成 29 年 3 月 31 日まで**

国 別 報 告 事 項：**平成 30 年 3 月 31 日まで**

ただし、平成 30 年 3 月 31 日までに当局間合意（注 2）の効力を有していない国又は地域の税務当局に対しては、自主的な国別報告事項は提供されません。

（注 1）自主的に提供する国別報告事項も **XML 形式** で提供してください。詳しくは、e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」(<http://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>) をご覧ください。

（注 2）国別報告事項又はこれに相当する情報を相互に提供するための財務大臣と日本以外の国又は地域の権限ある当局との間の国別報告事項等の提供方法等に関する合意。

※ 用語の意義については、「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」（平成 28 年 6 月）を参照して下さい。